

東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等の基準等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施する小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下「本事業」という。）の対象施設等の基準及び基準適合に関する必要な手続きについて定めることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 本事業の対象施設等は、満3歳以上の小学校就学前の全ての利用幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすものとして市長が認めた施設等であって、次に掲げる施設等ではないものとする。

- (1) 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
- (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- (4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする当該施設等の設置者は、東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った設置者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により対象施設等の決定を取り消したときは、東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定取消通知書(様式第4号)により通知する。

(変更の届出)

第6条 第4条の規定に基づく対象施設等の決定を受けた設置者は、次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 施設等の名称及び所在地等
- (2) 設置者の名称及び所在地等並びに代表者の氏名及び職名
- (3) 施設等の管理者の氏名及び職名

(対象施設等の決定の辞退)

第7条 第4条の規定に基づく対象施設等の決定の辞退を行おうとする設置者は、3月以上の予告期間を設けて、東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(指導・監査)

第9条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、本事業の実施に伴う給付金の適正な支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子どもすこやか部長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年1月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係) 対象施設等の決定基準

| 項目 | 基準の内容 |
|------------------|---|
| 1. 集団活動に従事する者の数 | <p>集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児 30 人につき 1 人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。</p> |
| 2. 集団活動に従事する者の資格 | <p>集団活動に従事する者の 3 分の 1 (集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人) 以上は、幼稚園の教諭の普通免許状 (教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) に規定する普通免許状をいう。) を有する者、保育士若しくは看護師 (准看護師含む。) の資格を有する者又は都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。) が行う保育に従事する者に関する研修 (都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長 (特別区の長を含む。) その他の機関が行う研修を含む。) 修了したもの (1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。) であること。</p> |
| 3. 施設の設備 | <p>(1) 集団活動を行う部屋 (以下「集団活動室」という。) のほか、調理室 (給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。) 及び便所 (手洗設備を含む。) があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m²以上であること。</p> <p>(3) 便所には手洗設備が設けられるとともに、集団活動室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>(4) 必要な遊具、用具等を備えること。</p> <p>(5) 施設を有しない集団活動事業の設置者 (以下、「施設を有しない設置者」という。) については、上記 (1) から (4) と同等の設備を確保すること。その際には、施設を有しない設置者は、設備の所有者または管理者から使用許可を得ること並びに衛生管理、安全管理及び感染症対策について、設備の所有者または管理者と協議をしたうえで責任を持って実施すること。</p> |
| 4. 非常災害に対する措置 | <p>[建物がある場合]</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 東大阪市に所在地のある施設を使用する設置者は、東大阪市火災予防条例 (東大阪市条例第 38 号) 第 65 条の規定に基づき防火対象物の使用開始の届出を東大阪市消防長に提出していること。また、東大阪市外に所在地のある施設を使用する設置者は、所在地市町村が制定する火災予防条例に基づき防火対象物の使用</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>用開始の届出を消防長（消防署長）に提出していること。また、不備となる事項がある場合は、改善すること。</p> <p>(4) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕</p> <p>(1)活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 重大事故発生時及び幼児の体調不良などの緊急時に対応するマニュアルを作成すること。</p> <p>(4) 天候不良時の活動について幼児の安全に留意すること。</p> |
| 5. 集団活動内容 | <p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p> <p>(3) 活動にあたっては、子どもの人権に十分な配慮を行うこと。</p> |
| 6. 給食（提供する場合） | <p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p> <p>(2) 衛生面に配慮し、食中毒の発生等を防ぐ対策を行うこと。</p> |
| 7. 健康管理・安全確保 | <p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p> |
| 8. 利用者への情報提供 | <p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p> |
| 9. 備える帳簿 | <p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p> |
| 10. 会計処理 | <p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p> |